

# 承継新聞

大分県事業承継新聞

2月25日  
(火曜日)

発行所: 大分県商工会連合会  
事業承継ネットワーク事務局  
事業引継ぎ支援センター内  
〒870-0026  
大分市金池町3-1-64  
大分県中小企業会館5F  
Tel 097-535-7230  
Fax 097-585-5011  
https://hikitsugi.oita-shokokai.or.jp/push/

## 市町村の商工担当者も承継支援へ

### 岸田先生を招き勉強



中小企業庁が作成した事業承継に関するガイドライン

その改訂小委員会のメンバーである、事業承継コンサルタント(株)代表の岸田康雄先生をお招きし、県内市町村の商工関係担当者研修会を開催しました。

### まずは課題の発見

研修では、事業承継の課題を解決する場面に、課題を発見することの重要性について説明がありました。

事業承継時の課題解決のための研修会や支援策は、各自治体でも開催している。しかし、経営者自身が『事業承継の必要性を認識していない。どうしようか悩んでいる。』ことが非常に多いと先生の経験談から。

支援する行政や支援機関は、『事業承継の必要性に気づいてもらう。何が必要なのか特定する』必要がある。なにより、現経営者との対話が必要で、事業が本当に儲かるのかなどの検証も必要とアドバイスされました。

### 課題発見場面での現経営者のゴールは『引退を決定すること』であり、後継者のゴールは『引継ぐ決意をすること』。このような心の状態に到達させるために、支援を行う必要があると説明されました。その支援の場面で4つのケースが次の通りです。

ケース1は、現経営者が辞めたい。後継者が継ぎたくない、やる気がない。この場合は、現経営者と後継者との対話が必要で、対話を通じて後継者に『継ぎたいと思わせること』。経営者の頭の中にある知的資産を『対話』を通じて、後継者に伝達することがポイントである。



事務局からは、『事業承継自己診断チェックシート』が配布され、直接市町村に事業承継支援の相談があった場合の手順等についての説明も行われました。

ケース2は、現経営者が辞めたい。後継者がいない。この場合は、第三者承継という選択肢、事業の磨き上げもポイントである。ケース3は、現経営者が辞めたくない。後継者は早く継ぎたい場合。後継者は、現経営者から事業を奪い取るための意気込みで対話に臨むことが重要。ケース4は、経営者が辞めたくないが後継者がいない場合。事業存続のために第三者承継の選択肢

**三二情報 (経営者保証解除の施策が新たに実施)**  
国は、中小企業の実業承継を促進するため、『企業債務の個人保証を求めない』仕組みづくりを推進する。この仕組みを推進するために、本年4月1日から経営者保証COを従来の事業承継ネットワーク事務局に設置して経営者保証解除の支援を行う予定。  
中小企業者全国で381万人、2016年調査。そのうち177万人が後継者未定。その127万人のうち後継者候補はいるが、承継を拒否している人が約30万人。その中で一番多いのが経営者保証があるから拒否している後継者が60% (約18万人) が想定される。このことから、国は新たな制度を作って、経営者保証に苦しむ中小企業者への支援を行うこととしている。

### 移住者フェアでアピール

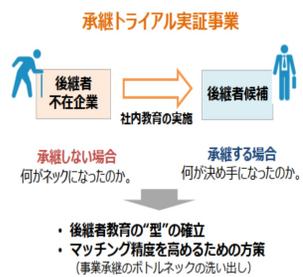
東京や大阪で開催される移住者フェアに当事務所からも参加して、後継者のいない企業の引継ぎと大分県への移住を推進する活動も行っています。



写真は東京での様子

### 後継者がいない企業は注目を!

中小企業庁から年末に『第三者承継支援総合パッケージ』が提示されました。これは、国が事業承継時に後継者がいない事業所に対しての施策をまとめたものです。その中で下図のような『承継トリアル実証事業』が計画されています。概要は、中小企業の現場で後継者教育は、それぞれの企業の特長に依拠している。個性が高いため、それが第三者承継時の課題となっていることから、国が有効な



### ブロックCOだより

栗山 浩一

大分県内全域を対象に、独自の先進的な事業承継支援への取り組みを担当する栗山です。昨年6月から新メンバーとして活動しています。福岡県八女市出身。大学卒業後に東京、日本電気株式会社に入社し、パソコンの黎明期から一貫して同社

のパソコン事業に携わってきました。後にNECパーソナルコンピュータ株式会社に転職し、商品戦略・マーケティング等を統括、平成23年のレノボとの合併という大型M&Aの際は、製品事業部門の責任者として関与してきた経験もあります。転職後は5年前、親の介護問題も抱え始めていたこともあり、役職定年を機にNECを早期定年退職する道を選びました。退職後は、親の介護問題の解決と第二の人生のために地方への移住を決断。一年かけて移住先を探した結果、豊後大野市にある現在の自宅に出

会い、平成28年4月、妻と共に移住してきました。移住後は、豊後大野市の自宅を事務所にした地域密着型の経営コンサルティング業を開業。昨年、中小企業診断士の資格を取得した矢先に、こちらの仕事のことを知り、お手伝いさせていたことがきっかけになりました。着任早々には、県内の全商工会・商工会議所、市役所・町役場を回り、県の広さと多様性を体感すると共に、事業承継の場面での様々な課題の存在を認識しました。今年度は、県内15ヶ所での事業承継実践セミナー

を始め、事業承継を機に新たなことに挑戦する、いわゆる「ベンチャー型事業承継」の支援などの他、県の主催する事業承継支援策の推進などもお手伝いさせていたです。休みの日は、近所の方から借りている一反の畑を耕し野菜づくりを頑張っています。同じモノ作りでも、自然相手だと思えばうにいかならず、その奥深さを感じています。都会育ちの妻と、幸運をもたらすとされているハチワレ猫・7感との3人暮らしです。

## 承継事例紹介

宇佐市(株) 佐々商 後継者 佐々木康幸さん



宇佐市で豊店と食料品店を営んでいた佐々木治さん。業績は厳しいが愛着のある食料品店の存続について決めかねていました。宇佐商工会議所の支援で事業承継・贈与対策の必要性に『気づき』、事業引継ぎ支援センター(以下、センター)に相談。センターは、後継者の康幸さんと支援チーム(センター、会議所、専門家)により、事業承継後の売上拡大と従業員が働きやすい職場とするための方法として法人設立を目指し、経営理念や社名、個人から法人への複雑な許



宇佐市北宇佐1802-1 0978-3702695

認可の移行等、細部にわたって対応しました。後継者としてのスキルアップのため県主催「第一回後継者育成塾」にもご参加頂き、経営者として押さえておくべき財務諸表の活用方法についても習得されました。康幸さんの思いを経営理念として明文化し、将来を具体的にイメージして先代から引き継ぐことができました。康幸さんは『量事業や食料品の市場は縮小傾向ですが、どちらも地域に必要とされる業種。特に量について、若手従業員と共に時代のニーズに合った新しい量を地域に提案し、老若男女に受け入れられる商品づくりで業界を牽引していきたいと考えています』と意欲満々で今後の抱負を語ってくれました。令和元年11月7日に「株式会社佐々商」として新たなスタートを切り、全社員で宇佐神宮に参詣しました。これからも従業員さんらとワンチームの会社としての発展が楽しみな企業です。

### 第3回事業承継ネットワーク会議

商工団体、金融機関、士業団体、国・県の機関で構成する大分県事業承継ネットワーク会議が2月18日に開催されました。

会議では、九州財務局大分事務所から秋好課長から経営者保証に関するガイドラインの特則に関する情報。九州経済産業局の田口室長から令和2年度の国の事業の概要。事業承継ネットワーク全国事務局からは、全国各県の事業承継支援の状況。中小企業基盤整備機構の嶋田課長代理からは、機構の各種支援策や他県での取組事例の紹介がありました。

金融機関の取組、税理士会等士業団体の取組等、熱心な意見交換がなされました。

事務局からは、1月末での事業承継診断の回収状況と分析結果を披露。3087件の回収。そのうち後継者ありと答えた企業が、42.6%という状況でした。



会議の様子

## ご覧いただけましたか？地元新聞に広報しました

そろそろ 事業承継について考えてみませんか？

事業承継とは会社の経営を後継者へ引き継ぐことです。「自分はまだ元気だから後継者のことは自分の間考えなくてよい」とお考えではありませんか？事業承継は準備を含め5年～10年かかるといわれています。事業承継はなぜならに時間がかかるのでしょうか？

事業承継は、単に代表者が交代することだけではなりません。経営者の皆様は長年培ってきた以下のような経営資源も後継者へ引き継ぐ必要があるのです。

- 経営理念、事業用設備、ノウハウ
- 経営者や取引先との人脈や信用、顧客情報
- 従業員の技術や技能、ノウハウ

私たちが支援しています！

60歳を迎える今こそ、ゆとりを持って準備をスタートさせ、円滑・円満に後継者に経営のバトンを渡すことが、将来にわたって会社の安定した経営を続ける上で重要であり、経営者の大切な役割でもあります。

「毎日の経営で忙しくて事業承継のことを後回しになっている」「子供が別の会社に就職しているので後継者がいない」といふ声も聞かれますが、まず何から手を付けてよいか簡単な診断をしてみませんか？

大分県事業承継ネットワーク事務局 大分県事業承継支援センター

大分市金田町3-1-64 大分県中小企業会館5階 ☎097-535-7230 ☎097-585-5010 (時間 8:30～17:15 土日祝日除く)

https://hikitsugi.oita-shokokai.or.jp/push/

平成30年度の後継者ありの割合52%に比べて、10%近く減少している状況で、ますます後継者難が進行している状況が顕著になってきています。

新年度の事業の方向性として、事務局から事業承継診断の継続実施と事業承継計画を新たに支援機関でも策定支援をしていくことが発表されました。

### 事業承継Q&A

#### 相続時精算課税

Q 私名義の不動産や金融資産を持っています。相続時精算課税制度を活用する方法があると聞いたのですが？

A 相続時精算課税制度を使う際の条件は、満60歳以上の父母または祖父母から満20歳以上の子及び孫等への贈与であることです。二千五百万円まで特別控除があり、この金額を超えても20%の税率で贈与することができます。

相続時精算課税制度を選択した場合、毎年百万円の暦年課税との併用はできないので注意してください。

贈与税の申告後に相続が発生しその贈与を受けた財産と相続した財産を合計して、相続税額を計算します。ここで、重要な点として相続財産は、相続時発生時の価額で計算することです。合算される精算課税を適用した贈与財産の価額は、贈与された時の課税価額で計算します。相続時に贈与財産が値上がりしていれば相続税負担は軽くなり、値下がりしていれば重くなるということに、

### 事業承継補助金の概要が公表されました

「事業承継補助金」とは、以下の3つの要件を満たす場合に、新たに行う取り組みに係る費用の一部を助成する国の補助制度です。

国の補正予算が成立され、事業承継補助金は20億円の規模で予算化されました。募集から締め切りまで非常に短い期間のため、この制度を活用しようと思われる事業者の方は、早めにお近くの商工会、商工会議所へご相談ください。

【補助金の要件】

(1) 平成29年4月1日

以下に補助事業完了期間完了日(令和2年12月31日)までの間に事業承継(代表者の交代)を行った場合、または行うこと。

募集要領が発表されるまでは詳細は確定ではありませんのでご注意ください。

事業承継ミニセミナーは、県内15カ所で9月から12月にかけて実施いたしました。合計で202人の参加を頂きました。演習で事業承継計画を作成。80事業所が提出。そのうち32事業者が支援につながっています。

日田市で事業承継懇話会 2月8日に前大分県商工労働部長の崎忠彦氏(現中小企業庁企画課長)を招いて日田市主催で懇話会が開催されました。市長を始め、参加者による熱心な意見交換を行いました。

注意しておかないといけません。一言でいうと、「相続税と贈与税を一つにして最後に精算する制度」です。賢く活用することが大事でしょう。文書だけではわかりにくいし、それぞれの企業の状況や不動産、金融資産の状況で大きく変わってきますので、具体的な方法については税理士さんに相談してみましよう。

国税庁のHPにも説明されているのでご確認ください。上記は国税庁相続時精算課税QRコードです。



国税庁のHPにも説明されているのでご確認ください。上記は国税庁相続時精算課税QRコードです。

事業承継補助金

- 第三者承継を契機に、新たな取組に挑戦する事業者へ補助金(最大1,200万円)により後押し。
- 来年度からは、ベンチャー型事業承継投資等新設するとともに、事業を譲渡する者の費用も補助対象とし、事業の継承と風を促す。

種類	補助率	補助上限額	上限付額 (※上限を超過する場合は)	合計
原則型	経営者交代型 1/2	225万円	+225万円	450万円
	M&A型 1/2	450万円	+450万円	900万円
ベンチャー型	経営者交代型 2/3	300万円	+300万円	600万円
	M&A型 2/3	600万円	+600万円	1,200万円

M&A後の新たな取組等を補助

A+B社 対象となる取組

A社 B社

合併会社分割 事業譲渡 株式交換・株式移転 株式譲渡 など

※新サービスの提供・新商品の開発 等

で検索できます。補助対象経費は、人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、マーケティング調査費、広報費等、多岐にわたっています。

編集後記 天変地異に続いて、伝染病の発生もあり、これからどうなっていくのでしょうか心配です。『備えあれば患いなし』という諺があります。備えてよいかわかりませんが、想定外の事象が続いて何を備えてよいかわかりません。そこに行く事業承継はセオリーがあります。気をつけなければいけないのは、親族間の相続の問題。特に事業用の土地があって、相続人が多くいる場合の相続トラブルがあります。うちの子供たちは仲が良いからと何もしないのではなく親の責任として、早めの準備が必要です。

中小企業庁 「事業承継ガイドライン」 完全解説

田原 康雄

日経BP

今号のオススメ本 一面トップで紹介した、岸田康雄先生の著書。中小企業庁から平成28年12月に公表された事業承継ガイドライン。事業承継に向けた早期・計画的な準備の重要性、課題への対応策、支援体制の境界について取りまとめたもの。一般企業の方が読みづらいものわかりやすく解説されています。イラストもあり、岸田先生のポイント解説も含まれて『そうだったのか!』と思わず膝を打つ内容となっております。事業承継の参考書です。